

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 8 月 5 日(水)午後1時00分から午後 2 時 16 分

2. 開催場所 辰野町役場1階第2会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	5番	中村 智子
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当しない  
土地の判断について

議案第3号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について

報告事項(1)専決事項

7月許可決定の4条1件、5条6件については、長野県  
農業会議から7月15日付で許可相当の意見答申があった  
ので、許可指令書を交付した。

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。暑い中大勢の皆様方のご出席をいただきまして大変ありがとうございます。ただいまもお話のあったとおり、猛暑続きということで大変体のほうもだるくなってきております。水分を取りながら十分気をつけていただきたいと思います。また先日は辰野町でも猛暑日になったようでございます。これは非常に珍しいことだと思いますけれども、夏はやはり暑いのがいいのでございますけれども、やはり、35度ということになりますと、大変でございます。人も作物も大変かなと思っているところでございますので十分気をつけていただきたいと思います。そのために集中的な豪雨等ございます。特に東北信におきましては降雹がありまして、農作物の被害が多く出たようでございます。おかげさまで辰野町のほうはよいお湿りというような形でございますが、南部のほうは若干雨が少ないというような状況でございますが、非常に暑いときでございますので、十分気をつけていただきたいと思います。また国のほうのTPPにつきましても非常に難しい問題でございますが、なかなか決着つかないという状況でございますが、農業にとっては大変厳しい状況になるかなと思っているところでございます。今月、8月中にはなんとかなるようでございますが、それに対してまた何らかの形で対応していきたいなと思っているところでございます。先月についてはいろいろな行事がございました。特に7月の9日から11日の三日間、視察旅行に対しましては本当にご苦労様でございました。前半は天気がよくて後半は若干天候が悪かったわけでございますが皆さん方元気で行ってこれてよかったなと思っております。ご苦労様でございました。それから16日には大豆畑の草刈、そして7月31日には農業会議と農業委員会との情報交換会というような、その席におきまして、今回の農業委員会法ならびに農地法の改正についてのお話があったわけでございますが、現在参議院で審議中でございますが、なかなか細かい情報が入ってこないということでもって農業会議のほうも苦慮している様子でございました。その中でも特に公選制から推薦制になるという状況がある程度はっきりしておりますので12月の議会までにはそれらの条例につきまして事務局の皆さん方には何らかの形で必ず条例を見直さなければいけないということで大変だと思いますがよろしくお願ひしたいと思います。それから先ほどもお話があったとおり8月2日には大変暑い中大勢の一般の方も来ていただきスムーズにできました。しかし今年の草丈が若干延びておりましたので昨年よりも時間かかったようでございま

すが、終わった後はすばらしい畑になったなと思います、昨年よりもいい収穫があるんじゃないかなと期待しているところでございます。今後の予定でございますが、8月24日には長野県の農業会議の定期総会が松本市でございます。それとあわせて8月31日、9月1日にかけて情報事業の推進会議というのが宮田村でございます。昨年は辰野町であったわけでございますが今年は宮田村というなかたちになりました。それにつきましても代表して私行ってまいりますのでまた状況につきましていろいろあれば皆さん方にご報告申し上げたいと思います。こんなようなかたちでもってこれから一ヶ月暑い中でございますが体に気をつけながらがんばっていただきたいと思います。それでは皆さん方には本日のご審議よろしくお願い申し上げまして、あいさつといたします。よろしく申し上げます。

それでは3番4番につきまして進めさせていただきます。はじめに3番の議事録署名委員の指名でございますが、3番の三浦委員、4番の上島委員、よろしくお願いたします。

それでは4番の議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

**【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】**

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…のAさん所有の、南平…番地、地目は畑、面積911㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、農地取得後の農業経営面積は31㌦で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

それでは現地を見ました有賀さん、野澤さん、はい、野澤委員お願いいたします。

<8番野澤委員>

8番野澤です。(場所の説明)譲受人の経営面積も足りておりますし譲渡人の意見でございますので3条の所有権の移転認めてもいいかと思っております。

<尾坂会長>

はい、ただいまご説明がございましたがこの件につきましてのご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)ご意見ご質問等ないようでございますので、この件について許可することといたします。意義ございませんか。「はい」の声)この件につきまして許可することといたします。2番お願いします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

さいたま市北区宮原町三丁目…番地にお住まいのAさん所有の、  
大字小野字えの木…番地、地目は畑、面積58㎡と

大字小野字宮ノ北…番地、地目は畑、面積650㎡

以上2筆を、大字小野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。両者は本家・新家にあたる親戚関係であり、本件は贈与による所有権移転であります。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は30アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小澤委員と宇治委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

この件につきまして、現地を確認しました、宇治委員、お願いします。

<12番宇治委員>

12番宇治が報告します。(場所の説明)7月15日に小澤委員と私と依頼者のBさんと現地を確認しました。地籍調査も済んでおり問題はないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、ただいまご報告がありましたこの件につきまして、何かご意見ご質問ございましたら。「異議なし」の声)はい、異議なしということでございます。この件につきまして許可することといたします。続きまして、第4条、お願いします。

**【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】**

<原事務局次長>

それでは4条でございます。

1番、太陽光発電施設の新築でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさんと、大字伊那富…にお住まいのBさん、お二人の共有名義であります、大字伊那富字下原…、地目は田、面積470㎡と、その隣接の大字伊那富字下原…、地目は田、面積387㎡に、共有者が共同で太陽光発電施設を新設する計画でございます。申請地は農地としての利便性があまりよくなくまた労働力も不足していることから、太陽光発電による土地の有効利用を図りたいというものです。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第4条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定され許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、現地を確認しました上島委員、お願いします。

<4番上島委員>

4番上島が報告します。7月の12日に申請がありまして、7月13日に、宮原委員、竹淵委員、上島の三人で現地を確認しました。(場所の説明)道に面していますので、車が通ったときに石でも跳ねて傷がつくかも知れないのでフェンスはするのかわかるといいたしましたが、どうもフェンスは考えていないとのこと。ご審議よろしくをお願いします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、何かご意見ご質問、ございますでしょうか。(「なし」の声)  
はい、ないようでございますので、この件につきまして、許可することにしてよろしいでしょうか、はい、では許可することといたします。続いて第5条、お願いします。

**【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】**

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

横浜市保土ヶ谷区峰沢町…にお住まいの A さん所有の、  
大字平出…番地、地目は田、面積 62 m<sup>2</sup>と、

横浜市保土ヶ谷区峰沢町…にお住まいの B さん所有の、  
大字平出…番地、地目は田、面積 181 m<sup>2</sup>、

以上 2 筆を、岡谷市長地小萩三丁目..番..号にお住まいの C さんが取得し、住宅を  
新築するための申請でございます。譲受人は現在借家暮らしをしていますが、申請地  
を取得し持ち家を新築したい計画です。申請地は第2種中高層住居専用地域の用地  
地域内にありますので、農地法第 5 条第2項第1号ロの(1)の第3種農地にあたり、原  
則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、栗澤委員、赤羽代理か  
ら意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地を確認しました、栗澤委員、  
お願いします。

<16番栗澤委員>

(場所の説明)7月16日に赤羽代理と現地を確認しました、ただいま事務局から説明  
のあったとおりで、問題等ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご意見ご質問ございますでしょうか。「異議なし」の声  
はい、それではこの件につきまして、許可することといたします。続いて2番お願いしま  
す。

<原事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口…の A さん所有の、大字樋口字矢沢原…番地、地目は畑、面積 169 m<sup>2</sup>を、  
同居の息子であります B さんが使用貸借し、太陽光発電施設を新設するための申請  
でございます。申請地は申請者自宅横の農地であり必要部分のみ分筆しての申請で  
あります。申請地は道路と宅地に囲まれた広がりがない区域内的の農地ですので、農地  
法第5条2項第2号の第2種農地、消極的2種にあたりますが、位置的代替性が認めら  
れないため、許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、栗澤委  
員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、これにつきましてご説明を、葉澤委員ですか、お願いします。

<16番葉澤委員>

説明します。(場所の説明)7月15日に下田委員と現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。お願いします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。これは、道が通ってますけれど、道の下にあるんですか。

<千田書記>

ここは南側の道から見ると一段上になっています。

<尾坂会長>

はい、道よりも上の段だということで、何か、この件につきましてご意見ご質問、ございますでしょうか。(「異議なし」の声)はい、ないようでございます、この件につきまして、許可することといたします。次、3番お願いします。

<原事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字樋口…にお住まいのAさん所有の、大字樋口字原田…、地目は田、面積129㎡を、地縁団体であります樋口のBが取得し、墓地を拡張するための申請でございます。申請地は土地改良事業の際に余剰地となった場所で、隣接には既存の墓地があり、かねてから拡張の要望があったため、Bで申請地を取得し墓地を拡張する計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地の区域内にあり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、区域の端に位置し、また拡張面積が既存敷地面積の2分の1を超えませんが、許可は問題ないと判断いたします。この件につきましては、葉澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして、栗澤委員、お願いします。

<16番栗澤委員>

(場所の説明)事務局の説明のとおりです。特に問題ないかと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、何かご意見ご質問。墓地です。なにかございますでしょうか。(なし)はい、この件につきまして、ご意見ご質問ないようでございますので、許可することといたします。ありがとうございました。次に、議案第2号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断について、事務局より説明をお願いします。

**【議案第2号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断について】**

<千田書記>

この件について私の方から説明をさせていただきます。議案にあります一覧は、昨年皆さんと協力員さんで見いただきました、荒廃農地の調査・農地パトロールでB判断いただいた農地のうち、事務局の方で再度航空写真等で確認して、農地に該当するか否かを今回総会においてご判断いただきたい農地であります。

別紙の参考資料の「農地法の運用について」の制定についてというのをご覧ください。これは抜粋ですけれど、一枚目裏の第4の(2)のカタカナのアです、一番下の辺りですが、荒廃農地の調査等を踏まえ、農地に該当するか否かについて総会または農地部会の議決により判断する、とされています。その続きの2ページ目の(3)のカタカナのアとイが判断基準です。森林の様相を呈している、周囲の状況から復元しても継続利用ができないと見込まれる、とあります。また資料の一番最後のページをご覧ください。事務手続きをわかりやすくしたものですけれども、上の囲みです、調査により再生可能と再生困難に仕分け、それから三つ目の丸、再生困難な土地は農業委員会が速やかに非農地判断、ということで、今回判断いただきます。ここで判断いただきましたら関係機関に通知するとともに所有者にも通知をいたします。余談になってしまいますけれども、非農地と判断しても所有者が地目変更手続きしない限りは地目は変わりませんし、課税はまったく関係がないということをお知らせして、前回は平成22年23年に行いましたけれど、非農地と判断しましたということと、地目を変更していただければ非農地証明書と地目変更登記申請書類をお送りしますということをしました。それからこれも余談ですが、皆さんは今回非農地と判断いただいたら、今年の調査でB判



定している部分は減りますが、その中でB判定したのに残っているというものがありますがそれは、農地の中にあるここは非農地にしてはよくないとか、違反転用、とかは残してありますので、解消していくべき農地であったり違反転用を是正していくべき農地ではないかということで、今年の調査のときもう一度、見ていただきたいなと思います。話がそれてしまいましたが、議案に戻っていただき、ご審議をよろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、昨年の調査の結果、非農地とするということでございます。この件について何かご意見ご質問。

(野澤委員から、課税地目の件について、根橋英男委員から、担当地区の農地の件についてそれぞれ質問あり、事務局回答)

ほかに何かございますでしょうか、それでは、このように判断するというので決定したいと思います。どうもありがとうございました。続きまして、議案第3号、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について、事務局説明をお願いします。

### **【議案第3号、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について】**

<原事務局次長>

(規程の変更点を議案により説明)

<尾坂会長>

はい、この件について、法の改正により、農地中間管理事業が創設されたということで、その部分の変更であります。よろしいでしょうか。何か、この件についてご意見ご質問ありましたら。(なし)ないようでございます。この件について、承認したいと思います。ありがとうございました。それでは報告事項について事務局、お願いします。

### **報告事項**

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、(1)専決事項ということでお願いしたいと思います、7月許可決定の4条1件、5条2件につきましては、長野県農業会議から7月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

ただいまの報告事項について、よろしいでしょうか。はい。それでは以上で議事は終了でございます。ありがとうございました。その他お願いします。

その他

○農業者年金加入推進目標達成市町村表彰（8月24日（月）13時～松本市  
尾坂会長出席

○北部三町村農業委員会交流会について（9月25日（金）辰野町）

○第61回長野県農業委員大会について（11月5日（木）13時～上田市）  
午前中総会、町バスで現地へ、昼食後出席

○その他

味噌づくり大豆ほ場作業 8/22、8/29 両日とも AM7：00～消毒、草刈

○次回委員会開催日 9月4日（金）午後1時30分～

（小澤委員より質問、今後の会費徴収の有無、会費の明細が出るか、旅行の総額について。閉会後の対応となる。）

（閉会）

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印